

長岡市電子契約サービスに関するQ & A

No.	質問	回答
1	電子契約サービスを利用するための費用はかかりますか。	事業者様の費用負担はありません。
2	利用できる電子契約サービス名は何ですか。	弁護士ドットコム株式会社の「CLOUDSIGN（クラウドサイン）」です。
3	電子契約サービスを利用するにあたり、ソフトウェアのインストール等は必要ですか。	ブラウザ上で実行されるため不要です。
4	電子契約サービスを利用するにあたり、クラウドサインのアカウント登録は必要ですか。	不要です。
5	契約締結に利用するメールアドレスは、いくつ必要ですか。	契約締結権限者として、最低1つのメールアドレスが必要です。契約締結権限者の承認前に契約事務担当者などが確認処理を行うことを希望する場合は、契約事務担当者用のメールアドレスを加えてください。承認者の設定は社内規程等に応じて設定してください。
6	電子契約の担当者と承認者のメールアドレスが同じ（一つしかない）場合の対応はどうすればいいですか。	メールアドレスは承認者のものを一つだけ指定してください。電子契約利用同意書の契約締結権限者の欄のみ記載してください。
7	契約締結権限者と事務担当者で、同一のメールアドレスを使用することができますか。	メールアドレスを重複して利用することはできません。別々のメールアドレスを設定するか、契約締結権限者による承認のみとするなどの御対応をお願いします。
8	従来どおり、紙による契約も可能ですか。	紙による契約も選択可能です。電子契約にするか、従来どおり書面契約にするかは受注者様のご判断で決めることができます。
9	紙の契約とするか、電子契約にするかはどのタイミングで決めるのですか。	落札決定の際にお伺いいたします。契約案件ごとにどちらにするかを決めることができます。
10	電子契約に使用するメールアドレスは、フリーメールアドレスを使用することができますか。	Gmailやヤフーメールなどのフリーメールアドレスは使用不可です。プロバイダーメールを取得するようにしてください。取得できない場合、電子契約を利用することはできません。 推奨環境：Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge (Internet Explorer及びMicrosoft EdgeのIEモードは非推奨です)
		→ (参考) クラウドサインの推奨環境を教えてください https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2570393

11	スマートフォンでも電子契約の締結は可能ですか。	メールの送受信が可能で推奨環境を満たしたスマートフォンであれば、電子契約の締結は可能です。 → (参考) クラウドサインの推奨環境を教えてください https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2570393
12	「電子契約利用同意書」は、契約の都度、提出する必要がありますか。	電子契約利用同意書は案件ごとに提出いただきます。なお、契約の案件ごとに、別のメールアドレスを設定しても支障ありません。
13	「電子契約利用同意書」は、どのタイミングで提出するのですか。	電子契約を希望する場合、契約に必要な提出書類がある場合は落札決定後（契約相手に決定した後）に一緒に提出してください。
14	複数のアドレスを指定した場合、契約事務担当者の確認→契約締結権限者の確認という形でメールが届くのですか。	そのとおりです。契約事務担当者による確認が完了すると、契約締結権限者に確認依頼メールが通知されます。
15	メールアドレスは社内の共有アドレスでもよいのですか。	設定いただくメールアドレスは共有のアドレスでも構いませんが、権限のない人が契約締結権限者として署名を行うことのないように御留意ください。
16	契約検査課で契約する建設工事等の契約で、着手届、主任技術者経歴書などについても電子契約サービスで提出するのでしょうか。	電子契約でも紙面での契約でも、契約必要書類等は契約検査課のメールアドレス (keiyaku@city.nagaoka.lg.jp) に送信してください。その際に電子メールの件名は以下のようにお願いします。 工事・・・【工事・契約関係書類】 調達案件番号＋工事番号 委託・・・【委託・契約関係書類】 調達案件番号＋委託番号 物品・・・【物品・契約関係書類】 物品番号
17	電子契約の契約書データに押印は必要ですか。	必要ありません。電子契約は電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定により、同法第2条第1項に規程する電子署名が行われていることで契約行為が真正に成立したものとすると定めています。
18	請書についても電子契約サービスの対象となりますか。	請書は利用対象外となります。
19	契約締結権限者は、入札参加資格登録で提出した者（委任があれば受任者）とするべきですか。	必ずしも一致させる必要はありませんので、社内規程等をご確認の上、当該契約締結に係る決裁権を有している方を記載してください。
20	将来は全面的に電子契約となるのですか。	令和7年9月からは、長岡市全庁で電子契約に対応する予定です。
21	変更契約（金額・工期等）でも電子契約は可能ですか。	変更契約でも電子契約は可能です。なお、当初契約が電子契約の場合は、変更契約においても原則、電子契約を選択してください。
22	アクセスコードとは何ですか。	電子契約を長岡市でアップロードする際に設定する、数字の組み合わせです。権限のない第三者が誤って契約締結してしまうことを防ぎます。アクセスコードは長岡市でアップロードする際に、電話で契約事務担当者もしくは契約締結権限者に電話連絡し、直接お伝えいたします。
23	電子契約の承認はいつまでにする必要がありますか。	契約書に付帯条項の記載がありますが、原則、契約日までに契約締結権限者の承認が終わるようにお願いします。

24	電子契約の際に収入印紙が不要になるのはなぜですか？	<p>印紙税は紙で契約締結した場合にのみ発生するものであり、電子契約で締結した場合には印紙税法は適用されません。（印紙税法第2条） 国税庁のウェブサイトでも「電磁的記録」により契約締結した場合には印紙税が発生しない旨が明確化されています。</p> <p>→（参考）なぜ印紙税がかからないのですか</p> <p>https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385017</p>
25	契約書の件名や金額は受注者側で入力するのですか。	長岡市側で件名や金額等を入力したものを、電子契約サービスにアップロードします。受注者様側で契約書の内容を修正・改変することはできません。
26	契約書以外の書類（委託条項や解体工事に要する費用等）について、電子契約での取扱いはどうなりますか。	今まで、契約書と一緒に割印・製本をするなど、契約書と一体となる書類については、契約書と一緒に電子契約サービスにアップロードします。
27	署名前に契約書の内容の誤りに気付いた場合には、どのように処理すればよいですか。また、修正は可能ですか。	契約書の内容に問題があり同意できない場合は、電子契約サービス上で「同意せずに却下する」の処理を行っていただくこととなります。一度アップロードされたデータは修正等は出来ません。却下理由を入力していただくことで、その内容が市の担当者へ電子メールにより伝達され、内容を修正の上、改めて手続を行います。なお、手続きを迅速に行うため、長岡市までご連絡ください。
28	電子署名済みの契約書PDFデータを印刷した書面は契約書原本として取り扱うことができますか。	できません。電子契約による契約書の原本は、電子署名済みの契約書PDFデータです。印刷した書面は契約書の写しとなります。
29	契約書PDFのファイル名は契約締結後に変更できますか。	ファイル名は変更しても構いません。ファイル名を変更しても電子署名の有効性は失われませんが、PDF編集ソフトなどで加筆・修正すると電子署名が無効となりますのでご注意ください。
30	受注者側で契約締結権限者や事務担当者のメールアドレスを変更することができますか。	受注者側で変更することはできません。「電子契約利用同意書」に記載したアドレスを変更する場合には、速やかに長岡市に連絡をお願いします。
31	落札後、契約日はどのように決めるのですか？	<p>【工事契約の場合】 今までどおり、落札決定通知が届いたら、契約日の電話連絡を受注者様から契約検査課宛にお願いします。令和7年1月から、契約日は落札決定の翌日から起算して10日までの日を設定してください。</p> <p>【物品契約の場合】 落札日が契約日となります。</p>
32	電子署名が付与された契約書は、どのメールアドレスに送付されるのですか。	電子署名を行った全員にメール送付されます。

33	電子契約書の電子署名とタイムスタンプの確認方法を教えてください。	<p>以下を参照してください。</p> <p>→ (参考) 「クラウドサインで電子署名とタイムスタンプを確認する」</p> <p>https://help.cloudsign.jp/ja/articles/7886756</p>
34	PDFファイルを保存とのことですが、社内で利用しているクラウド上で保存でもよいですか。	<p>ご利用中のクラウド上で保存することも可能です。その場合、電子帳簿保存法に準拠した形で保存ください。</p> <p>→ (参考) 「クラウドサイン受信時の書類の保存に関して（電子帳簿保存法改正への対応）」</p> <p>https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348</p>
35	契約書と委託条項等ファイルが分かれている場合、保管の必要があるのは契約書のファイルだけですか。	<p>契約書と一体になっている書類につきましては、紙と同様に一緒に保管していただく必要があります。なお、電子契約サービスにおいては、契約書のデータが複数のファイルに分かれている場合でも一体の契約書として取扱い、まとめて電子署名を付与します。</p>
36	契約書PDFを開こうとすると「電子署名に問題があります」と表示される場合の対処方法を教えてください。	<p>Adobe Readerの設定により解消できます。詳しくはクラウドサインのヘルプページを参照してください。</p> <p>→ (参考) 「署名に問題があります-と表示が出る場合の設定方法」</p> <p>https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2668781</p>
37	合意締結証明書とは何ですか。	<p>合意締結証明書とは、いつ誰がどの書類について合意したかということが簡単に確認できるよう、弁護士ドットコム株式会社名義で発行する証明書です。発行にはクラウドサインのアカウント登録（無料）が必要です。詳しくはクラウドサインのヘルプページをご参照ください。</p> <p>→ (参考) 「合意締結証明書を発行する」</p> <p>https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385219</p>
38	長岡市がクラウドサインのサービスを利用しなくなった場合でも、契約書は閲覧可能でしょうか。	<p>クラウド上で閲覧及びダウンロードが可能です。書類を受信した際のメールアドレスにて、クラウドサインのアカウント登録（無料）を行い、ログイン後、メニューから「締結済み」のページにアクセスして契約書を閲覧してください。</p> <p>→ (参考) クラウドサインにアカウント登録する</p> <p>https://help.cloudsign.jp/ja/articles/354465</p>
39	電子署名された契約書データを社内で共有する場合、複数のPC上で閲覧することになるが、どの画面上でも原本を閲覧しているという認識でよいですか。	<p>御認識のとおりです。電子契約では電子署名・タイムスタンプが付与されたPDFファイルを原本として扱います。</p>